

乗り残し対策（案）

■ 1 乗り残し対策の必要性

- ・立席のない車両で乗合サービスを実施するのはあくまで例外的な扱いであるが（定員 11 人未満の車両で乗合サービスを行うことは地域公共交通会議合意事項）、生活の足として利用してもらうためには満席となった際の方策を用意しておく必要がある。
- ・青柳ルートで月に 1～2 回程度の乗り残しが発生している。

■ 2 具体的な方法

- ・乗り残しが発生した時点で、乗務員から営業所に無線を入れ、近くを走る運行事業者の空車のセダン型タクシー車両に追走フォローを依頼。
- ・費用については、追走一回あたり、30 分単位での貸切運賃を運行事業者から市に請求してもらう。
- ・営業所から車両が出向いた方が早い場合には予備車を使用する。この場合の経費も上記に準じる。

■ 3 留意点

- ・追走車両は、必ず運行ルート上を走るものとするため、運行事業者が走らせている通常のタクシー車両しか乗らない乗務員にもルートを知っておいてもらう必要がある（実際には、青柳ルートの緑川～矢川駅間に限られると想定されるが）。
- ・追走車両の利用者がいなくなった時点で、追走サービスは終了とする（終点までは走らない。一般タクシーはタクシー営業に戻る。予備車は営業所に回送する。）
- ・青柳ルートの午前中の増便と併せて実施を予定する。
- ・他市の事例では「乗り残しが発生した」という乗務員からの連絡を受けて追走車が当該停留所に到着したものの、乗り残されたはずの利用者が既に停留所にいないという事例が複数発生している。